

高槻けやきの郷ヘルパーステーション  
介護予防日常生活支援総合事業第1号訪問事業 利用料金表

(2024年4月1日)

**介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業（要支援1・要支援2）**

介護予防訪問介護サービスの利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画において、位置付けられた支給区分によって次のとおりとなります。（Ⅲは要支援2のみ）

支給区分	単位数	費用額 (10割分)	利用者負担額 (1割の方)	利用者負担額 (2割の方)	利用者負担額 (3割の方)
介護予防訪問介護費（Ⅰ） *週1回程度の利用【月額包括報酬】	1176 単 位	12,747 円	1,275 円	2550 円	3,825 円
介護予防訪問介護費（Ⅱ） *週2回程度の利用【月額包括報酬】	2349 単 位	25,463 円	2,547 円	5,093 円	7,639 円
介護予防訪問介護費（Ⅲ） *(Ⅱ)の程度の利用【月額包括報酬】	3727 単 位	40,400 円	4,040 円	8,080 円	12,120 円

☆地域加算…（高槻市）4級地 1単位当たり 10.84円となります。（上記の金額は地域加算が含まれています）

※2024年4月・5月 加算（②に加算されます）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	職員の処遇改善のための費用として、1月につき所定単位の13.70%が加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	職員等の特定処遇改善のための費用として、1月につき所定単位の6.3%が加算
介護職員等ベースアップ支援等加算	介護職員の収入を3%程度引き上げるための費用として1月につき所定単位の2.4%が加算

※2024年6月以降 加算（②に加算されます）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	職員の処遇改善のための費用として、1月につき所定単位の24.5%が加算
---------------	-------------------------------------

☆その他の加算

	単位数	費用額 (10割分)	利用者負担額 (1割の方)	利用者負担額 (2割の方)	利用者負担額 (3割の方)
初回加算	+200 単位	2,168 円	+217 円	+434 円	+651 円
生活機能向上連携加算	+100 単位	1,084 円	+109 円	+217 円	+326 円

※上記加算の適用要件は、前頁の☆加算と同様

☆契約者の体調不良や状態の改善等により、介護予防訪問介護計画に定めた期日も利用が少なかった場合、又は介護予防訪問介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

①月途中で要介護から要支援に変更となった場合

②月途中で要支援から要介護に変更となった場合

③同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

☆同月内に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用した場合にも日割り計算を行います。

#### 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業に関する注意事項

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせてご契約者の負担額を変更します。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けたあと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。